

平成27年度一般会計予算 455億6千万円

国保など特別会計含む総額641億8631万8千円



3.11 犠牲者に黙祷

27年3月定例会

3月定例会は、3月3日開会し人事案件1件（14ページを参照）を含む73議案全てが可決又は同意し、平成27年度一般会計予算は、455億6千万円で過去最高額となり、19日閉会しました。

本会議冒頭鈴木市長の施政方針演説があり、「国政において「緊急経済対策」では、総額4200億円に上る「消費喚起」や「地方創生先行型」の交付金が創設され、特に先行型は、今後策定する「地方版総合戦略」に位置付けられる事業の先がけとなるものであり、本市においてもこれを3月補正に計上し、新年度早々から実行できるよう準備を進める」、更に、本市の基本方針では、「今年中に2期8年の任期満了を迎えますが、この間、地方分権の流れを受け、住民に最も近い市町村の役割が増す中で、自分の頭で考え、自分の足で歩くこと、そして、地域に誇りと愛着を持つことの重要性を訴えてまいりました。特に、足元の資源を見つめ直し、磨き、

これを活かす内発的振興を図る考えのもと、市政を運営してまいりました。」との説明がありました。

一般会計予算の概要については、6つの柱を設け、きめ細かな行政サービスができるようにと説明があり、「本市は市町村合併から10周年を迎え、改めて、これまで本市発展のためにご尽力された多くの方々から感謝申し上げます。と結びました。

多くの犠牲者を出した東日本大震災の発生から4年となる3月11日には、午後1時過ぎに議場内全員により黙祷し、犠牲者の霊に謹んで哀悼の意を表しました。

今定例会において、特筆できることは、議会発議により白河市議会議員政治倫理条例を提案し、可決したことです。地方議員の不祥事が取りざたされている中、私たち白河市議会議員が高い倫理観と深い見識により、誇りと自信を持って市政を担いながら、市民の皆さんに説明責任を果たしていくことが、これまで以上に必要になってまいりました。

このような趣旨から、議員の賛同を得たものです。なお、本条例の施行日は、7月1日となっております。



3月定例会委員会審議状況

※可決された主な条例等
今定例会に提案された条例の中から、主なものを紹介します。

◆白河市部設置条例の一部を改正する条例

平成27年度より開始される子ども・子育て支援新制度の実施に向けた体制強化を図るため、こども課を教育委員会部局から市長部局の保健福祉部に編入することに伴い、改正するものです。

◆白河市職員定数条例の一部を改正する条例

こども課及び保育園を市長部局へ編入させること及び平成24年度に文化財課を市長部局に編入したことから、教育委員会部局の定数を減じ、市長部局の定数を増とするものです。

- ・市長の事務部局の職員450人
- ・議会の事務部局の職員7人
- ・教育委員会の事務部局の職員106人
- ・選挙管理委員会の事務部局の職員4人
- ・監査委員の事務部局の職員5人
- ・公平委員会の事務部局の職員1人
- ・農業委員会の事務部局の職員5人
- ・公営企業の事務部局の職員20人

合計 598人

◆白河市教育・保育に関する保育料及び利用者負担額を定める条例

平成27年4月1日より、保育園、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分にあつては新制度に移行するもののみ）等の利用者負担額を子ども・子育て

支援法に基づき徴収することとなります。これに伴い、利用者負担額、その減免等必要な事項を規定するものです。利用者負担額とは、現在の保育料に相当します。

◆白河市保育園条例の一部を改正する条例

白河市おもてごう保育園の入園定員を入園人員に見合うように改めるものです。

改正前 50人
改正後（4月1日より） 60人

◆白河市下水道条例の一部を改正する条例

下水道法施行令の一部改正により、カドミウム及びその化合物を含む下水の排出基準が改められたことに伴い、改正するものです。

カドミウム及びその化合物
【改正前】1リットルにつき
カドミウム0.05mg以下
【改正後】1リットルにつき
カドミウム0.03mg以下

◆白河市介護保険条例の一部を改正する条例

第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）

に基づき、介護保険料率を改めるほか、介護保険法の一部改正に伴い追加される介護予防・日常生活支援総合事業等の開始時期を定めるものです。平成27年度以降の介護保険料率は、次のとおりです。

【第1段階】生活保護受給者等
負担割合50%
3万4800円

【第2段階】非課税世帯で年金収入と所得の合計が80万円超120万円以下
負担割合75%
5万2200円

【第3段階】非課税世帯で年金収入と所得の合計が120万円超
負担割合75%
5万2200円

【第4段階】課税世帯本人非課税で年金収入と所得の合計が80万円以下
負担割合85%
5万9100円

【第5段階】課税世帯本人非課税で年金収入と所得の合計が80万円超
負担割合100%
6万9600円

【第6段階】本人課税で所得が120万円未満
負担割合120%
8万3500円

【第7段階】本人課税で所得が190万円未満
負担割合130%
9万400円

【第8段階】本人課税で所得が290万円未満
負担割合150%
10万4400円

【第9段階】本人課税で所得が400万円未満
負担割合170%
11万8300円

【第10段階】本人課税で所得が400万円以上
負担割合190%
13万2200円

★詳しくは市役所・各庁舎の係へお問い合わせください。

●西郷村・泉崎村・中島村・矢吹町・棚倉町・矢祭町・塙町・鮫川村とのしらかわ地域定住自立圏形成協定の締結について

白河市と各町村の間において、しらかわ地域定住自立圏形成協定を議案書に添付した「しらかわ地域定住自立圏の形成に関する協定書」とおり締結するため、白河市定住自立圏の形成に係る議会の議決に関する条例の規定により、議会の議決を得ようとするものです。

平成26年度3月補正予算
今定例会に、追加議案として提出された一般会計と国民健康保険など特別会計の補正予算についてお知らせします。

平成26年度3月補正予算

一般会計補正予算は、新規事業費を含む事業費が7億7857万5千円でありますが、除染対策事業費で面的除染が必要なくなった民間宅地など、除染対象面積の減により20億4487万7千円の減、その他事業費の不用残額9億9399万円の減により、22億6029万2千円の減額となりました。

補正予算による主な新規事業は次のとおりです。

●周遊型観光推進事業
（地方創生先行型）
2832万円
【観光課】

首都圏での観光プロモーションの実施や観光DVDの制作、観光案内板の整備等を実施します。

●地域消費喚起事業

(地域消費喚起・生活支援型)

1億803万6千円

【企画政策課、商工課、こども課】

プレミアム付き商品券及び子育て応援商品券を発行し地域の消費喚起を図ります。事業内容は、プレミアム付き商品券(1000円×12枚)を1万円で購入(上限1人5セットまで)

子育て応援商品券(1000円×5枚)を0歳から中学3年生までの子どもの保護者へ無料配布します。

●白河っ子応援事業

(地方創生先行型)

960万円

【こども課】

生まれてから中学校卒業まで、切れ目なく総合的に見守り支援していくための事業費です。

なお、特別会計におきましては、2億1422万7千円の減となり、補正総額では24億7451万9千円の減額となりました。

白河市議会議員政治倫理条例(議会発議により提案、可決)をお知らせします。=抜粋=

(目的)

第1条 この条例は、白河市議会を構成する白河市議会議員(以下「議員」という。)が、市民全体の代表者として人格と倫理の向上に努めるとともに、その権限又は地位による影響力を不正に行使し、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。
- (2) 地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市税等の納付については定められた納期内に完納するとともに、同一世帯に属する者に対し、その者に係る市税等が適正に納付されるよう促すよう努めること。
- (7) 市の職員等の公正な職務の執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。

(審査の請求)

第5条 市民(地方自治法第18条に規定する選挙権を有する者をいう。以下同じ。)は、議員が第3条に規定する政治倫理基準に違反する行為をしたと認めるときは、当該違反する行為を証する資料を添え、市民の4人以上の者の連署及び議員3人以上の紹介をもって、議長に対し審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による審査の請求は、当該請求に係る行為のあった日から起算して1年以内に行わなければならない。ただし、特別な事情があると認められるときは、この限りでない。

(審査会の会議)

第9条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、審査会の委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(議会の措置)

第13条 議会は、審査会の報告を尊重する。

2 議会は、審査対象議員が政治倫理基準に違反したものと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講じ、これを公表しなければならない。この場合において、審査対象議員から弁明書の提出があったときは、当該弁明書を併せて公表するものとする。

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

おわびと訂正

議会だより第37号(平成27年2月1日発行)の記事につきまして下記のとおり誤りがありましたのでおわびして訂正いたします。

6p【3段目「白河市白河文化交流館条例」文中】

正: 「・・・まちづくりに寄与する・・・」

誤: 「・・・まちづくりに居する・・・」

8p【見出し】

正: 「一般質問15人が登壇」

誤: 「一般質問17人が登壇」

13p【見出し】

正: 「平成26年(平成25年度決算)」

誤: 「平成26年(平成26年度決算)」

【2段目8～10行目】

正: 「・・・翌年度への繰越額を控除した実質収支額13億1446万の・・・」

誤: 「・・・翌年度に繰り出すべき財源を控除した実質収支額13億446万の・・・」

誠に申し訳ございませんでした。